

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月13日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 椎 野 優 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 6月 4日から 令和 8年 6月11日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月17日 午前10時00分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月30日 午前 9時50分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月24日 午前10時00分から 令和 8年 6月24日 午後 3時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月13日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前10時から午後3時までの間(ただし、午後0時15分から午後1時までの間を除く。)に行います。	





## 物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 秦野市南が丘五丁目                        |
|   | 地 番   | 3番54                             |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 198.67平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 秦野市南が丘五丁目3番地54                   |
|   | 家屋 番号 | 3番54                             |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 軽量鉄骨造セメント瓦葺2階建                   |
|   | 床 面 積 | 1階 70.80平方メートル<br>2階 58.78平方メートル |



## 物件明細書

令和 8年 3月27日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 椎野優子

- 
- 1 不動産の表示  
【物件番号1, 2】  
別紙物件目録記載のとおり

---

  - 2 売却により成立する法定地上権の概要  
なし

---

  - 3 買受人が負担することとなる他人の権利  
【物件番号1, 2】  
なし

---

  - 4 物件の占有状況等に関する特記事項  
【物件番号2】  
本件所有者が占有している。

---

  - 5 その他買受けの参考となる事項  
なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 秦野市南が丘五丁目                        |
|   | 地 番   | 3番54                             |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 198.67平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 秦野市南が丘五丁目3番地54                   |
|   | 家屋 番号 | 3番54                             |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 軽量鉄骨造セメント瓦葺2階建                   |
|   | 床 面 積 | 1階 70.80平方メートル<br>2階 58.78平方メートル |



令和7年(ケ)第142号  
令和7年12月 1日受理  
令和8年 1月 7日提出

# 現況調査報告書

横浜地方裁判所小田原支部  
執行官 山崎 郁雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 秦野市南が丘五丁目                        |
|   | 地 番   | 3番54                             |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 198.67平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 秦野市南が丘五丁目3番地54                   |
|   | 家屋 番号 | 3番54                             |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 軽量鉄骨造セメント瓦葺2階建                   |
|   | 床 面 積 | 1階 70.80平方メートル<br>2階 58.78平方メートル |



関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 債務者兼所有者	<p>1 本建物からは私も出ており、現在は空家になっている。</p> <p>2 立入調査が必要なことは承知した。本建物の鍵は私が持っているが、頻繁には本物件に行けない。裁判所の関係者のみで、解錠して立入調査を行ってもらって構わない。</p> <p>(令和7年12月9日電話で聴取)</p>
■ 債務者兼所有者	<p>1 本建物に雨漏りはなかった。</p> <p>2 数年前、2階のトイレのタンクへ給水するパイプの辺りから水漏れがあり、その後は使用していなかった。</p> <p>3 本建物内でペットは飼っていなかった。</p> <p>4 本建物内で喫煙はしていなかった。</p> <p>5 本建物の敷地の境界について、争いはない。</p> <p>6 騒音はなかった。</p> <p>7 物件1土地上南西隅付近のカーポートと駐車スペースに挟まれた部分に電柱が1本あるが、金銭の支払は受けていなかった。</p> <p>8 本建物内で令和5年3月に不自然死があった。</p> <p>(令和7年12月11日電話で聴取)</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 執行官の意見

- 1 受命物件の状況は、土地建物位置関係図、間取見取図及び添付写真のとおりである。
- 2 受命物件の占有状況については、関係人の陳述及び立入調査の結果から、2枚目記載のとおりと認めた。なお、本土地上の南西隅付近の塀に、債務者兼所有者の氏が表示された表札が設置されている。
- 3 本建物内の床の随所に緩みがある。
- 4 数年前、本建物2階のトイレのタンクへ給水するパイプの辺りから水漏れがあり、その後は使用していなかったとのことである。
- 5 本建物全般に経年劣化によると思われる汚損・破損等がある。
- 6 本建物1階にサンルームがあるが、簡易な基礎で床面積には算入されない。
- 7 本土地上にプラスチック製と思われる物置が2個設置されているが、簡易な基礎で土地への定着性はない。
- 8 本土地上のカーポートと駐車スペースに挟まれた南西側隅付近に電柱が1本ある。
- 9 本土地は、南西側で建築基準法42条1項の市道に、南側で建築基準法42条1項の市道に、それぞれ接している（評価人の調査による）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

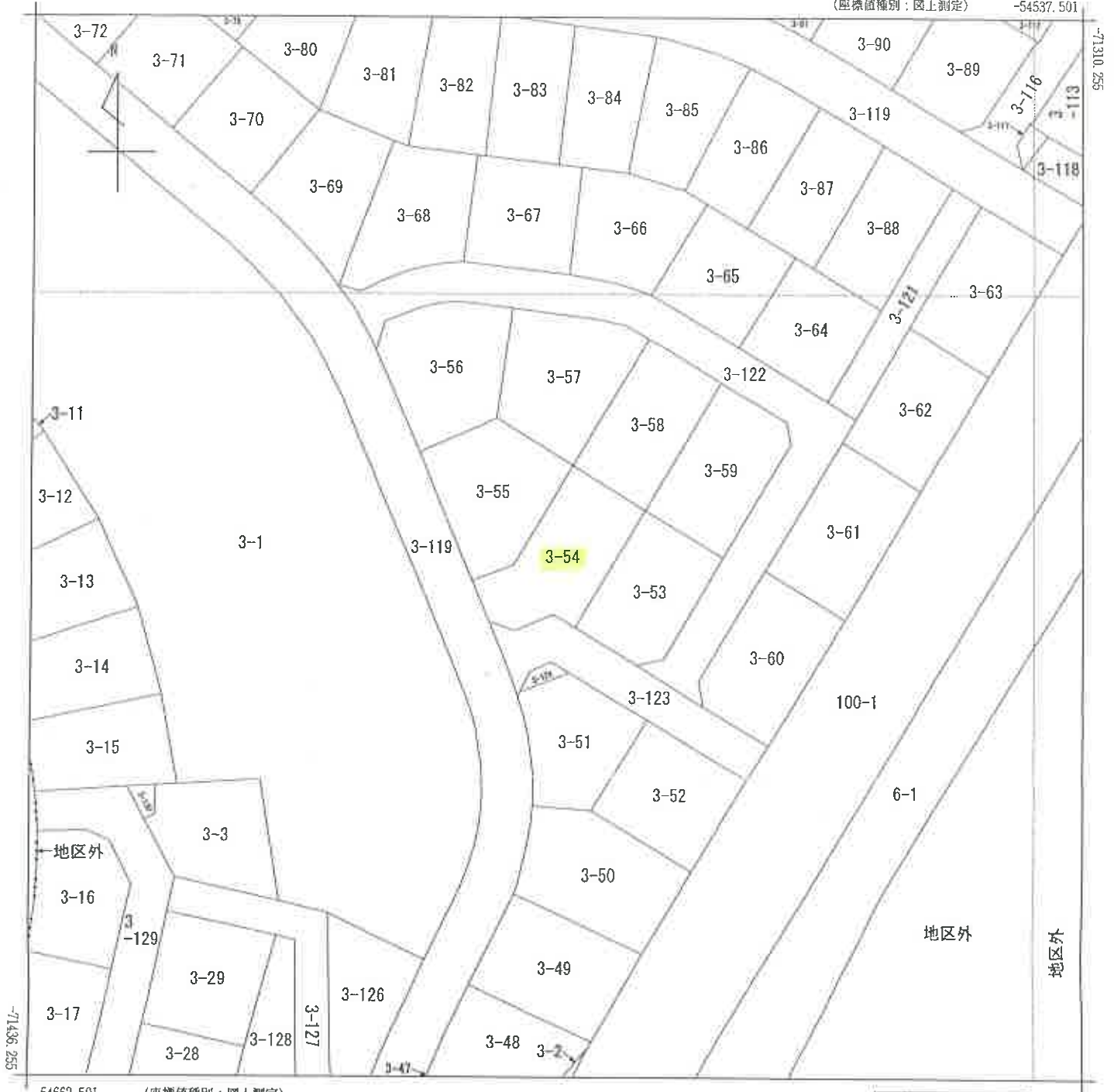
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年12月2日(火) 12:40 — 12:50	目的物件所在地	外観調査(写真撮影)、不在、通知書投函
令和7年12月3日(水) 13:55 — 14:00	横浜地方法務局西湘二宮支局	登記事項証明書、登記事項要約書申請・受理
令和7年12月3日(水) : — :	当庁	債務者兼所有者に対し照会書郵送
令和7年12月9日(火) 12:20 — 12:30	携帯電話	債務者兼所有者より占有状況等聴取
令和7年12月11日(木) 18:10 — 18:15	当庁	債務者兼所有者より占有状況等聴取(電話)
令和7年12月25日(木) 14:30 — 15:05	目的物件所在地	目的物件立入調査(写真撮影、評価人同行)
令和 年 月 日 ( ) : — :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 7年12月25日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Aを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

(座標値種別：図上測定)

-54537.501



-54662.501 (座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面です。土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出  
南が丘5丁目

請求部	所在	秦野市南が丘五丁目		地番	3番54				
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和57年4月		備付年月日(原簿)			補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局西湘二宮支局管轄)

令和6年12月5日

東京法務局新宿出張所

地図整理番号：M54842

登記官

(1/1)

( 6 枚目)

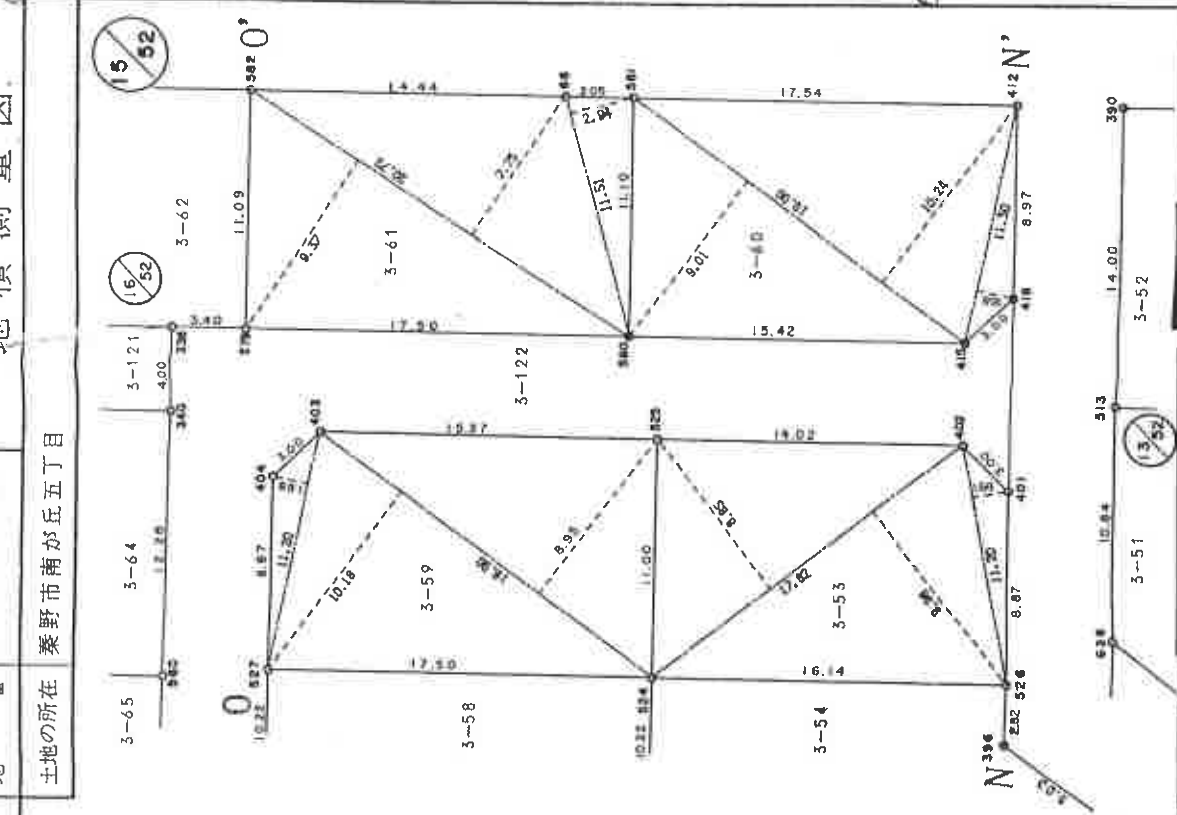
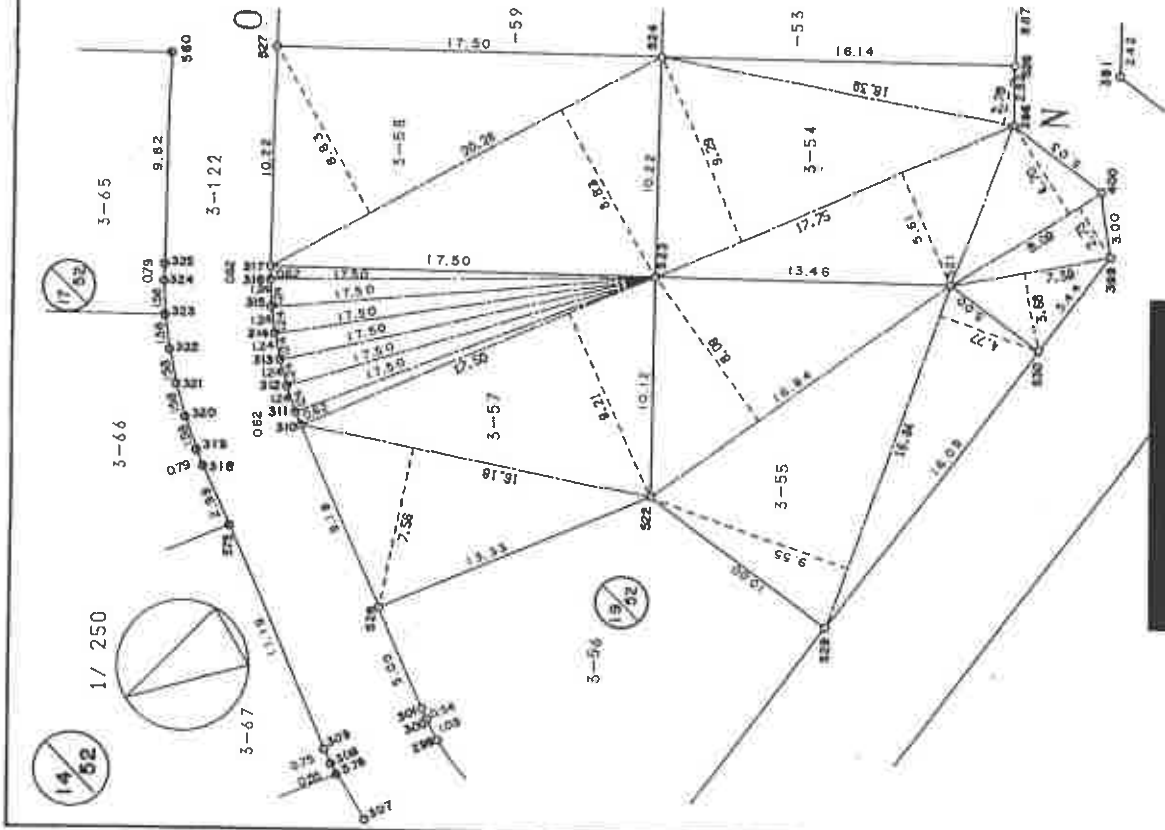
登記年月日：昭和62年4月9日

新・新岡一・後

227652

地積測量図

地番 3-3-3-131  
土地の所在 桑野市南が丘五丁目



本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

(日加納)

作製者

土地家屋調査士

(昭和62年2月9日作製)

申請人

縮尺 1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方支務局西瀬(高支局管轄)

令和6年12月5日

東京支務局新宿出張所

登記官

(7枚目)

登記年月日 昭和62年4月9日

令和6年12月5日

東京法務局新橋出張所

登記官

(8枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方支務局西湘二區支局管轄)

令和6年12月5日

東京法務局新橋出張所

登記官

地図整理番号: M54843

(37/52)

(日本国土航空測量株式会社)

(日 冊 理 5)

(日 加 納)

前 後・新同一・新

# 地積測量図

## 227676

地 番 3-3-3-131

土地の所在 秦野市南が丘五丁目

3 - 53  
 11.20 X 1.68 = 18.8160  
 17.82 X 9.96 = 177.4872  
 17.82 X 8.65 = 154.1430  
 350.4462  
 1/2  
 175.2231  
 千七廿 175.22 M<sup>2</sup>

3 - 54  
 7.39 X 3.68 = 27.1952  
 8.09 X 2.73 = 22.0857  
 8.09 X 4.70 = 38.0230  
 17.75 X 5.61 = 99.5775  
 17.75 X 9.29 = 164.8975  
 16.39 X 2.78 = 45.5642  
 397.3431  
 1/2  
 198.67155  
 千七廿 198.67 M<sup>2</sup>

3 - 55  
 16.84 X 4.77 = 80.3268  
 16.84 X 9.55 = 160.8220  
 16.84 X 8.09 = 136.2356  
 377.3844  
 1/2  
 188.6922  
 千七廿 188.69 M<sup>2</sup>

3 - 56  
 4.46 X 0.90 = 4.0140  
 7.24 X 2.26 = 16.3624  
 8.23 X 1.16 = 9.5468  
 8.63 X 0.36 = 3.1068  
 9.43 X 0.71 = 6.6953  
 17.39 X 4.45 = 77.3855  
 17.39 X 8.97 = 155.9883  
 15.79 X 1.03 = 16.2637  
 15.47 X 1.03 = 15.9341  
 15.14 X 1.02 = 15.4428  
 14.79 X 1.01 = 14.9379  
 14.42 X 0.50 = 7.2100  
 14.23 X 4.68 = 66.5964  
 409.4840  
 1/2  
 204.7420  
 千七廿 204.74 M<sup>2</sup>

3 - 57  
 16.18 X 7.56 = 122.3208  
 17.50 X 9.21 = 161.1750  
 17.50 X 0.62 = 10.8500  
 17.50 X 1.24 = 21.7000  
 17.50 X 1.24 = 21.7000  
 17.50 X 1.24 = 21.7000  
 17.50 X 1.24 = 21.7000  
 17.50 X 1.24 = 21.7000  
 17.50 X 0.62 = 10.8500  
 413.6958  
 1/2  
 206.8479  
 千七廿 206.84 M<sup>2</sup>

作製者

土地家屋調査

昭和62年2月19日(作製)

申請人

縮尺 1/

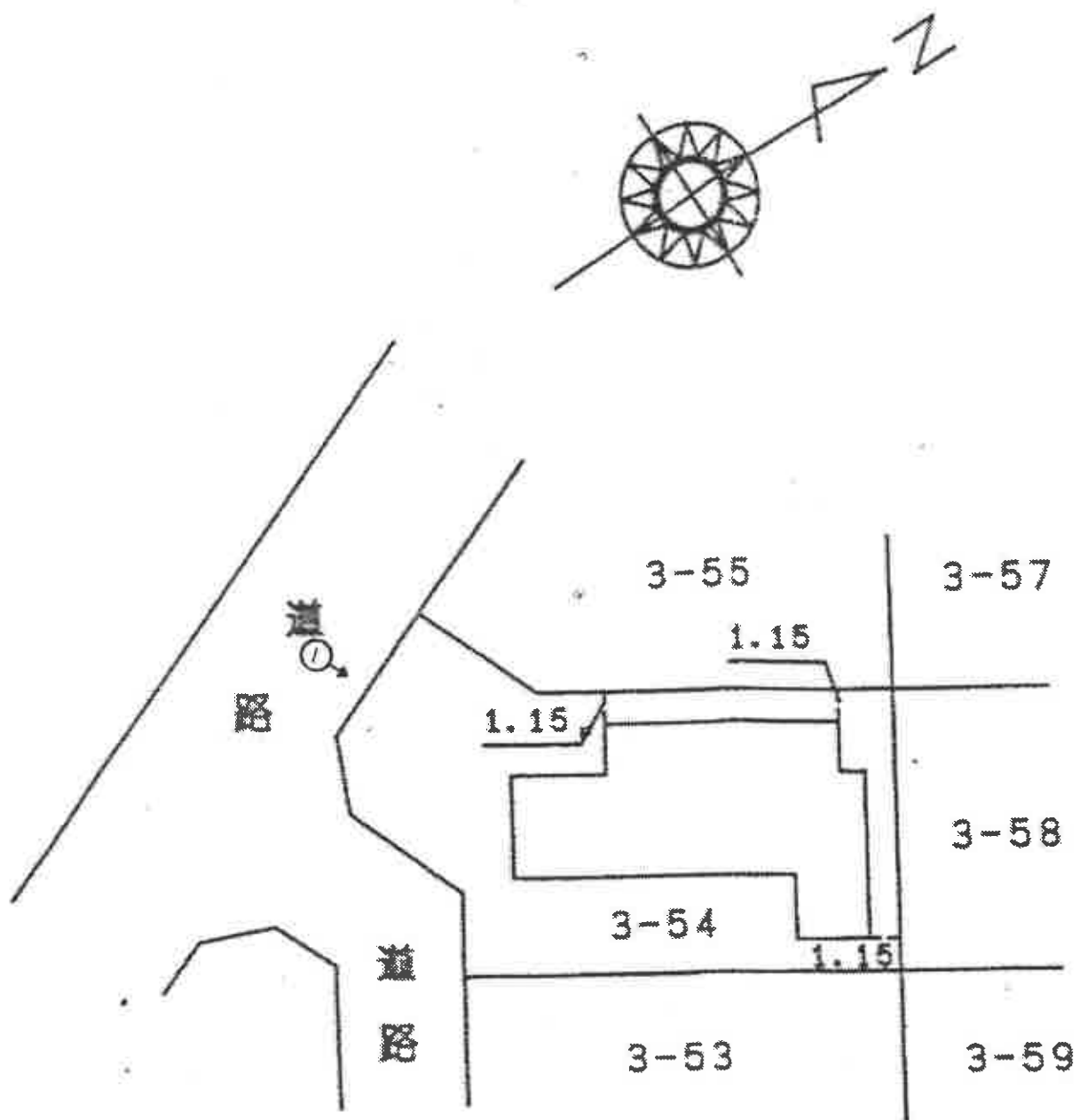
本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

26

49

# 土地建物位置関係図

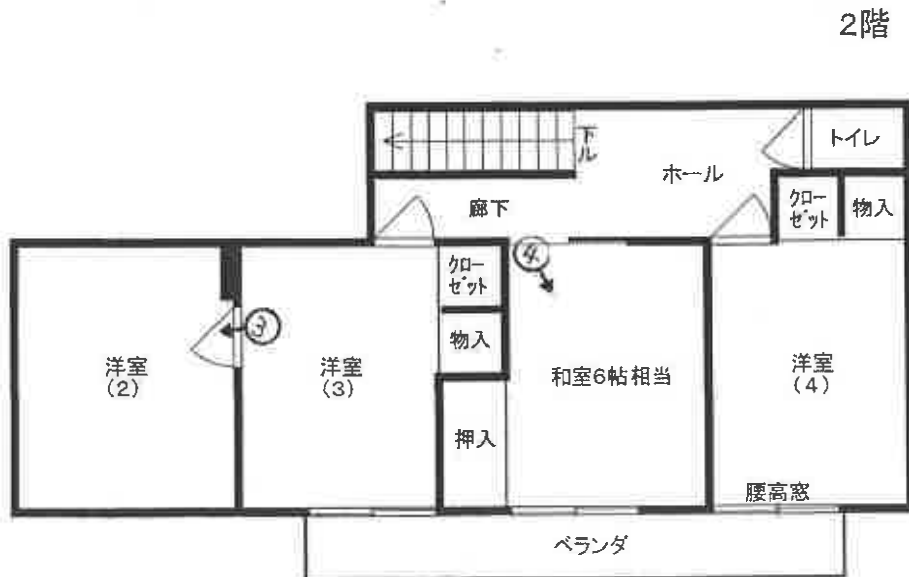
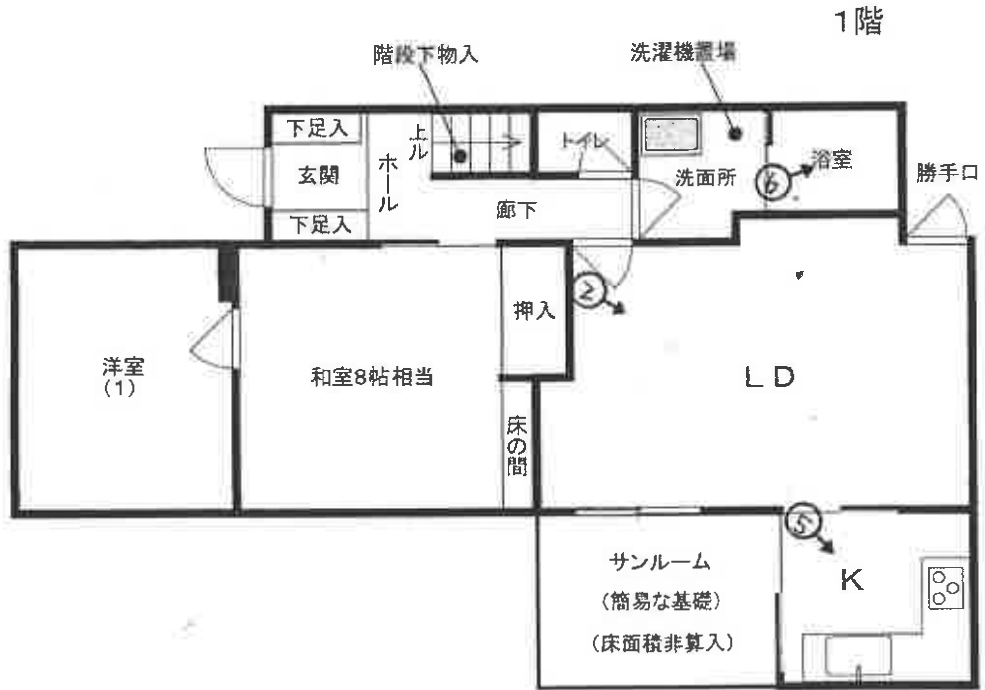
←○ は写真撮影位置・方向



# 間取見取図



←○ は写真撮影位置・方向



①



②



( // 枚目)

③



④



⑤



⑥



令和 7 年（ケ）第 142 号  
令和 7 年 12 月 25 日 現地調査  
令和 8 年 1 月 6 日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

今 井 孝

## 第1 評価額

一括価格（合計）	
金7,620,000円	
内 訳 価 格	
物 件 1（土地）	金2,590,000円
物 件 2（建物）	金5,030,000円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58条 4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

## 第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		
特 記 事 項		
建物内で不自然死があった。		

\* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

## 物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 秦野市南が丘五丁目                        |
|   | 地 番   | 3番54                             |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 198.67平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 秦野市南が丘五丁目3番地54                   |
|   | 家屋 番号 | 3番54                             |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 軽量鉄骨造セメント瓦葺2階建                   |
|   | 床 面 積 | 1階 70.80平方メートル<br>2階 58.78平方メートル |

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	小田急小田原線「秦野」駅の南東方約 2.4km（道路距離）、バス停「南が丘5丁目」の北方約 100m（同前）で、徒歩約 1分	
付近の状況	幅員約 4.7～ 6.2m市道沿いに中規模一般住宅が多い高台の閑静な住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60%（準防火地域に付基準建蔽率 70%） 200% 準防火地域 南が丘五丁目3街区建築協定
画地条件	規模 形状 間口・奥行 地勢	198.67㎡ やや不整形 南西側間口約 7.5m（隅切り部分含む）、奥行約 18.5～ 23m 建物敷地はほぼ平坦で、北西側隣接地は目的土地より約 1.5m高く、北東側、南東側隣接地とはほぼ等高に接面している。
接面道路の状況	南西側幅員約 6.2m舗装市道（南が丘五丁目1号線：建築基準法第42条1項）とほぼ等高に約 7.5m（隅切り部分含む）接面し、南側幅員約 4.7m舗装市道（南が丘五丁目4号線：同前）より約 0～0.5m高く、約10m（隅切り部分含む）接面する角地である。	
土地の利用状況等	物件2の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面写の通り。	
供給処理施設	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり
特記事項	① 秦野市景観計画、景観条例等 ② 本土地上にプラスチック製と思われる物置が2個設置されているが、簡易な基礎で土地への定着性はない。	

	③ 本土地上のカーポートと駐車スペースに挟まれた南西側隅付近に電柱が1本ある。 ④ 宅地造成等工事規制区域
--	--

## 2. 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日	昭和63年1月20日新築（登記記載） 平成1年12月10日増築（登記記載） 平成8年2月25日増築（登記記載） 経 過 年 数 約38年（新築後） 経済的残存耐用年数 —
仕 様	構 造	軽量鉄骨造2階建
	屋 根	セメント瓦葺
	外 壁	モルタル、塗布付仕上げ等
	内 壁	クロス貼り等
	天 井	クロス貼り、敷き目張り等
	床	フローリング、畳、クッションフロア等
	設 備	キッチン、浴室、洗面所、トイレ×2等
	そ の 他	サンルーム等
床面積（現況）	1階 70.80㎡、2階 58.78㎡、延床面積 129.58㎡ 物件目録記載と同じ（登記記載以降の増改築等なし）	
現況用途等	種 類	居宅
	間 取 り	6LDK+サンルーム（附属資料概略間取図の通り）
品 等	普通	
保守管理の状態	著しく劣る	
建物の利用状況	令和7年12月25日：内部立入調査 建物所有者が本件建物を居宅として占有している。	

特 記 事 項	<p>① 本件建物は新築時の建築確認申請の完了検査の状況は不明であり、増築時の建築確認申請の完了検査済みは出ていない。</p> <p>② 債務者兼所有者によれば、本建物に雨漏りはなかった。数年前、2階のトイレのタンクへ給水するパイプの辺りから水漏れがあり、その後は使用していなかった。本建物内でペットは飼っていなかった。本建物内で喫煙はしていなかった。本建物の敷地の境界について争いはない。騒音はなかった。物件1土地上南西隅付近のカーポートと駐車スペースに挟まれた部分に電柱が1本あるが金銭の支払は受けていなかった。本建物内で令和5年3月に不自然死があった。</p> <p>③ 本建物内の床の随所に緩みがある。数年前、本建物2階のトイレのタンクへ給水するパイプの辺りから水漏れがあり、その後は使用していなかったとのことである。本建物全般に経年劣化によると思われる汚損・破損等がある。本建物1階にサンルームがあるが簡易な基礎で床面積には算入されない。</p>
---------	--

## 第5 評価額算出の過程

### 1. 基礎となる価格

#### ① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個別 格差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建 付 減 価	建付地価格 (円)
1	94,900	78	74,000	× 198.67	× 0.9	= 13,230,000
		100				

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

公示地 秦野－7

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{公示地価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\
 94,100\text{円}/\text{m}^2 & \times & \frac{100.9}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{100} & = & 94,900\text{円}/\text{m}^2
 \end{array}$$

◇時点修正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地は標準画地で補正の必要なし。

◇地域格差：公示地の所在地域は目的物件の地域に比して、街路条件、交通接近条件等でやや劣るものの、環境条件、画地配置の状況等でやや優れ、総合格差で上記の通り。

◇個別格差：目的土地は、角地等で若干優れるものの、形状（やや不整形）、画地規模がやや大きいこと等で劣り、総合格差で上記の通り。

◇建付減価：建付減価率を10%と判定した。

② 物件2（建物）

目的建物は新築後約38年を経過する建物であり、その市場価値は残り少ないことを考慮し、現況利用の状況、保守管理の状態、経過年数、観察減価を参酌し、特記事項に記載したことも考慮し、中古建物における市場性等も勘案して、再調達原価（1㎡当たり150,000円と査定）の2%をもって建物自体の価格とした。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
2	150,000	× 129.58	× 0.02	= 390,000

## 2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物についてはその土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格(円)
1	13,230,000	×	0.65	法定地上権 = 8,600,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を65%と査定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格(円)	土地利用権等価格の控除及び加算(円)	占有減価修正	市場性修正	競売市場修正	その他の控除	評価額(円)		
1	13,230,000	- 8,600,000		×	0.8	×	0.7	= 2,590,000	
2	390,000	+ 8,600,000	×	1.0	×	0.8	×	0.7	= 5,030,000
一括価格(合計)							= 7,620,000		

占有減価修正：必要なしと判定した。

市場性修正：受命物件は本建物内で不自然死があったこと等から市場性が劣り、市場動向に基づく修正により-20%と判定した。

競売市場修正：-30%と判定した。

その他の控除：必要なしと判定した。

## 第6 参考価格資料

### 1. 公示地価格 秦野－7

所 在：秦野市南が丘5丁目3番26

価 格：94,100円／㎡

位 置：小田急小田原線「秦野」駅の南東方約2.7km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：167㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：西5m市道

用途指定等：第1種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）

準防火地域

地域の概要：中規模一般住宅が多い高台の閑静な住宅地域

### 2. 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 11,672,259円

物件2 1,626,646円

## 第7 附属資料の表示

位置図

公図写（目的物件をA4判へ抜粋したものである。）

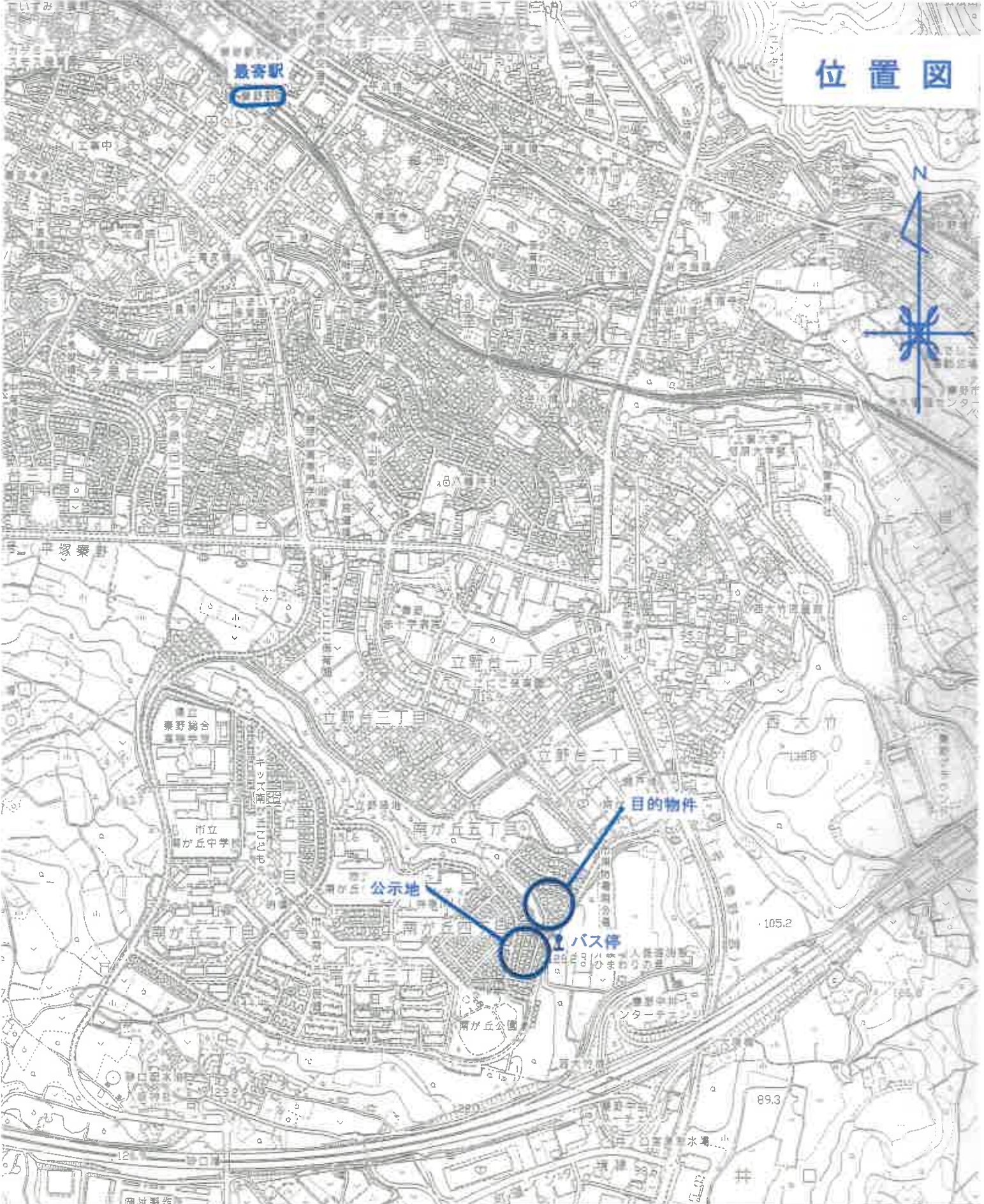
地積測量図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

建物図面・各階平面図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

概略間取図

以 上

# 位置図







登記年月日：昭和62年4月9日

これは図面に記録されている内容を証明した事項である。  
（横浜地方事務所 西神二區支局第2課）  
令和6年12月5日 東京法務局新宿出張所

登記官

地図整理番号：K54843

(37/52)

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 1

227676

地積測量図

前 後・新同一・新

地 番 3-3-3-131

土地の所在 桑野市南が丘五丁目

3 - 53

11.20	X	1.68	=	18.8160
17.82	X	9.96	=	177.4872
17.82	X	8.65	=	154.1450
				350.4462
		1/2		175.2231
		千七廿		175.22 M <sup>2</sup>

3 - 54

7.39	X	3.68	=	27.1952
8.09	X	2.73	=	22.0857
8.09	X	4.70	=	38.0230
17.75	X	5.61	=	99.5775
17.75	X	9.29	=	164.8975
16.39	X	2.78	=	45.5642
				397.3431
		1/2		198.67155
		千七廿		198.67 M <sup>2</sup>

物件 1

3 - 55

16.84	X	4.77	=	80.3268
16.84	X	9.55	=	160.8220
16.84	X	8.09	=	136.2356
				377.3844
		1/2		188.6922
		千七廿		188.69 M <sup>2</sup>

3 - 56

4.46	X	0.90	=	4.0140
7.24	X	2.26	=	16.3624
8.23	X	1.16	=	9.5468
8.63	X	0.36	=	3.1068
9.43	X	0.71	=	6.6953
17.39	X	4.45	=	77.3855
17.39	X	8.97	=	155.9883
15.79	X	1.03	=	16.2637
15.47	X	1.03	=	15.9341
15.14	X	1.02	=	15.4428
14.79	X	1.01	=	14.9379
14.42	X	0.50	=	7.2100
14.23	X	4.68	=	66.5964
				409.4840
		1/2		204.7420
		千七廿		204.74 M <sup>2</sup>

3 - 57

16.18	X	7.56	=	122.3208
17.50	X	9.21	=	161.1750
17.50	X	0.62	=	10.8500
17.50	X	1.24	=	21.7000
17.50	X	1.24	=	21.7000
17.50	X	1.24	=	21.7000
17.50	X	1.24	=	21.7000
17.50	X	1.24	=	21.7000
17.50	X	0.62	=	10.8500
				413.8958
		1/2		206.8479
		千七廿		206.84 M <sup>2</sup>

作製者

62年 6月 19日 制作製

申請人

縮尺 1/

(百 9)

(日加納)

26  
- 53

62  
49

登記年月日：平成12年8月24日

081733

建物各階平面図

家屋番号 3-54

建物の所在 栗野市南が丘五丁目3-54

1階

床面積 70.80 ㎡

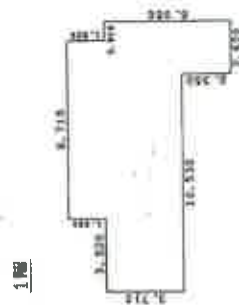
求積数

13.150 x 3.710 = 48.786500

8.715 x 1.820 = 15.861300

2.620 x 2.350 = 6.157000

計 70.804800



2階

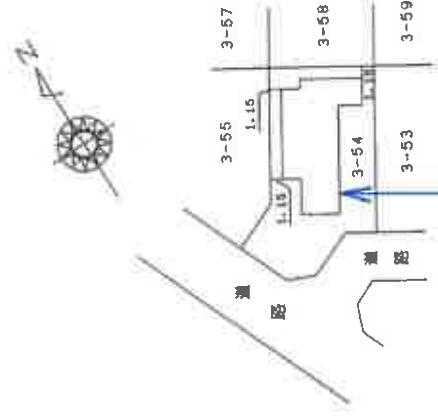
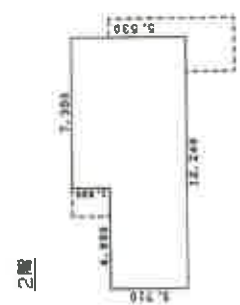
床面積 58.78 ㎡

求積数

4.890 x 3.710 = 18.141900

7.350 x 5.530 = 40.645500

計 58.787400



物件2

(日調書之)

作製者

8月17日作製

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
 (横浜地方方法務局 四州(管支)管轄)  
 令和6年12月5日 東京法務局新習出張所

登記官

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 2

# 概略間取図

